

新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン
～学校における新しい生活様式の定着に向けて～
【概要版】

茅ヶ崎市教育委員会

令和5年2月

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に係り、茅ヶ崎市立小・中学校において、学校運営、教育活動における感染予防、感染者が出た場合の対応等について、具体的な内容をまとめたものです。

学校では、「3つの密を避ける」、「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、児童・生徒の健やかな学びを保障していくことが必要です。

社会全体がウィズコロナの考えの下、可能な範囲でできることから実施していくという流れの中、学校教育においても、児童・生徒の貴重な活動機会をより充実したものにしていくという観点から、様々な活動を一律に制限するのではなく、地域の感染状況や各学校の実情に応じて適宜判断していかなければなりません。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、児童・生徒一人一人が心身の健やかな成長と豊かな学びを保障するという、学校教育が担う役割を改めて認識し、教職員が一丸となって、保護者や地域等と協力しながら目の前の子どもたちと向き合っていけるよう、対応をお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、今後の状況を踏まえながら、必要に応じて改訂する場合があります。

学校運営における基本方針

- 1 子どもの安全を最優先に考え、風邪・発熱等の体調不良の症状のある児童・生徒及び教職員については、原則として、出席停止及び自宅待機とすることにより、児童・生徒同士及び教職員との間での感染防止に努めること。
- 2 集団感染の発生リスクを下げるため、「3つの密」（密閉・密集・密接）が同時に重なる場をなくす環境づくりに努めることを原則とするが、3つの密が同時に重ならなくても集団感染が発生している状況もあることから、地域の感染状況に合わせて、様々な感染防止策を組み合わせながら対策を講じること。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意すること。なお、個人情報取り扱いにも十分留意すること。
- 4 刻々と変化する状況に柔軟に対応しながら、誰一人取り残すことなく、児童・生徒の心身の健やかな成長と豊かな学びを保障する支援に努めること。

I 基本的な感染症対策について

感染症対策のポイントは、(1)「感染源を絶つ」、(2)「感染経路を絶つ」、(3)「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組を誰もが実施できるようにすることが重要である。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」が同時に重なることを避けるとともに、身体的距離（フィジカルディスタンス）の確保といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠であり、次の点に留意した対応が求められる。

(1) 感染源を絶つこと

(ア) 登校前に、自宅で健康観察及び検温を実施するよう指導するとともに、「健康観察票」を提出させ、状況を把握する。検温していない児童・生徒に対しては、体温を測定する。

なお、体温計はその都度消毒する。(非接触体温計は消毒不要)

(イ) 担任等は、欠席者及び遅刻者を把握し、その理由を確認し、必要に応じて教職員間で共有する。(健康観察の結果を養護教諭に伝えとともに、養護教諭は管理職に報告する。)

(ウ) 地域の感染が拡大している状況においては、朝・授業中・休み時間・放課後等も随時健康観察を行う。登校後に、体調がすぐれない児童・生徒に関しては、別室（保健室等）に移動させ換気を十分に行之、保護者に連絡し引き取りをお願いする。対応後には、教職員等は手洗いを徹底し、当該児童・生徒が使用した箇所を消毒する。

(エ) 発熱や咳等の症状が認められる場合は、児童・生徒、教職員も自宅で休養することを徹底する。また、地域の感染レベル2及び3においては、同居の家族に発熱等の未診断風邪症状が見られる場合は、登校を控えるように伝える。なお、感染拡大防止のため、同居の家族等が、PCR検査など、感染を確認するための検査を受けた場合は、検査結果が確定するまで、児童・生徒の登校を控えていただくよう保護者に協力を促す。

(オ) 緊急事態宣言が発出、またはまん延防止等重点措置の対象区域となった場合、あるいは、感染経路の不明な感染者数が増加している場合は、児童・生徒及び保護者に対して、地域や学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう注意喚起する。

※医療的ケアを必要とする児童・生徒、喘息等の基礎疾患等のある児童・生徒は、主治医や学校医、保護者等と相談の上、登校について判断をする。

※児童・生徒が医療機関等で新型コロナワクチン接種を受ける場合、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、学校の判断で出席停止扱いとする。

※新型コロナワクチン接種後に体調不良により欠席した場合は、保護者の申し出により、出席停止とする。

(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から咳、くしゃみ、会話等のときに排出されるウイルスを含む飛沫またはエアロゾルと呼ばれるさらに小さな水分を含んだ状態の粒子を吸引するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染する。感染経路を絶つためには、(ア)手洗い、(イ)咳エチケット、(ウ)清掃・消毒が大切になる。

(ア) 手洗いの実施

児童・生徒等に、接触感染の仕組みについて理解させ、手指で目、鼻、口、マスクの表面等、ウイルスが付着している可能性のある箇所をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、30秒かけて流水と石けんで丁寧に洗う習慣を身に付けさせる。

また、様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、(a)外から教室等に入る時やトイレの後、(b)昼食(給食)の前後や、(c)活動の前後など、可能な範囲でこまめに手を洗うこと、他の児童・生徒等とタオル等を共有しないことについて指導する。

※アレルギー等により、石けんやアルコール、微酸性次亜塩素酸水等の消毒液に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、「流水でしっかり洗う」対応でよいといった配慮を行う。

(イ) 咳エチケット

飛沫による感染を防止するために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、肘の内側などを使って、口や鼻を覆うよう指導する。

(ウ) 清掃・消毒

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい様式」～(2022.4.Ver.8)(文部科学省作成)」及び「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～学校における新しい生活様式の定着に向けて～(茅ヶ崎市教育委員会作成)」を基に、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、茅ヶ崎市立小・中学校における校内の消毒について、次のとおり実施する。

(a) 校内の消毒について

新型コロナウイルス感染症対策に係る校内の消毒については、児童・生徒の発達段階に応じて教職員が行う場合もあるが、基本的には児童・生徒が行う通常の清掃活動の範囲で実施する。

□教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所(ドアの取っ手・手すり・スイッチなど)は、1日1回程度、消毒液等を使用して清掃する。なお、児童・生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能とする。

□床、個人の机、椅子については、掃き掃除や雑巾掛け等を行う。衛生環境が良好に保たれている場合、特別な消毒作業は行わない。

□トイレや流しの消毒については、家庭用洗剤を用いて通常の清掃の範囲で行う場合は、特別な消毒作業は行わない。

□清掃時には、前後の手洗い及び十分な換気を行い、目、鼻、口、傷口等を触らないよう指導する。また、ごみに直接触れないよう気を付ける。直接触れてしまった場合は、石けん等を使って手を洗う。

消毒には、消毒用アルコール（エタノール）、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（0.1%以上）
- ▶ アルキルグリコシド（0.1%以上）
- ▶ アルキルアミノオキシド（0.05%以上）
- ▶ 塩化ベンザルコニウム（0.05%以上）
- ▶ 塩化ベンゼトニウム（0.05%以上）
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム（0.01%以上）
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル（0.2%以上）
- ▶ 純石けん分（脂肪酸カリウム）（0.24%以上）
- ▶ 純石けん分（脂肪酸ナトリウム）（0.22%以上）

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

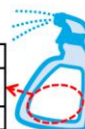
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています。（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミノオキシド）、泡調整剤
液性	弱アルカリ性
正味量	400ml



(b) その他の感染症対策

消毒により感染リスクの低減を図ることは可能であるが、ウイルスを全て死滅させることは困難である。そのため、消毒による感染症対策に加え、児童・生徒に接触感染の仕組みを理解させ、様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入るときやトイレの後、昼食（給食）の前後などに、可能な範囲で水と石けんで丁寧に手を洗うこと、他の児童・生徒とタオル等を共有しないこと、及び健康的な生活により免疫力を高めることについて指導する。

その他、咳エチケット、換気、身体的距離の確保、3つの密（密閉、密集、密接）を避けること等の基本的な対応を徹底する。

(3) 抵抗力を高めること

抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「栄養バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

2 集団感染のリスクへの対応について

新型コロナウイルス感染症では、以下の3つの条件（3つの密「密閉」・「密集」・「密接」）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。この3つの条件が同時に重なる場を避けることが重要である。（※なお、3つの密が重なっていない状況でも、クラスターが発生するケースもあることから、特に近距離での大きな声での会話や集団で歌うこと等は、リスクが高まるため十分留意する）



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

(1) 換気の徹底（「密閉」の回避）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。窓を開ける幅は、10cmから20cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にしたり、廊下の窓を開けたりするなどの工夫も考えられる（エアコン使用時においても同様）。

また、冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、寒い環境においても、手洗いの徹底や可能な限り常時換気に努める。

※窓の開閉の際は、事故に十分注意する。

(2) 身体的距離の確保（「密集」の回避）

学校は「3つの密」が重なりやすい場所であり、可能な限り身体的距離（フィジカルディスタンス）を確保することが望ましいが、特に教室で行う授業では、お互いの距離（2m以上を確保〔最低1m〕）を常に確保することが難しく、対話を行う場面が多いため、換気やマスクを着用等により、感染防止対策に努めることが重要となる。

(3) 状況に応じたマスク等の着脱（「密接」の場面への対応）

マスクは感染を防ぐ一つの手立てであることを踏まえ、次表を参考に周知する。なお、着用させない際は、換気や児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの条件を整えるなど、別の手立てを十分に講じるように配慮することが大切である。

また、衛生的な扱い方を意識させ、外した時の扱い方を工夫する（袋やクリアファイルに入れて保管、記名するなど）。

(ア) 学校におけるマスク着用の考え方(文部科学省及び神奈川県教育委員会資料を参考)

	身体的距離(2m以上目安) 確保できる		身体的距離(2m以上目安) 確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話がある	着用を指導 具体例1	着用の必要ない 具体例3	着用を指導 具体例1	着用を指導 具体例5
会話がな(学校内) (ほとんどない)	着用の必要ない 具体例2	着用の必要ない 具体例3	着用の必要ない 具体例2	着用の必要ない 具体例6
会話がな(学校外) (ほとんどない)	着用の必要ない 具体例2	着用の必要ない 具体例3	着用を指導 具体例4	着用を推奨 具体例4

具体例1 教室内で行う通常の授業については、常に身体的距離の確保(2m以上目安)することが困難であり、また、対話を伴う活動が多いため

具体例2 個人で行う読書や、調べたり考えたりする学習等(※十分な換気が必要)

具体例3 離れて行う運動や移動、密にならない外遊び等

具体例4 不特定多数の人が利用する公共交通機関や駅等の利用

具体例5 集団や友人との登下校等

具体例6 自然観察や写生活動等の教育活動、一人での徒歩や人とすれ違う等の場面

*体育の授業等で、別の手立てを講じて身体運動を行う場合には、マスクの着用は必要ない。夏季における熱中症対策については、資料1(P21)を参照のこと

(イ) 次の場合は、原則「マスクの着用は不要」とします。

①体育の授業や運動部活動

ただし、部活動での大会参加時の移動中や集団での飲食などは、マスクの着用を含めて感染対策が必要です。

②気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日

③過敏症や皮膚アレルギーがあったり、配慮を必要としたりする児童・生徒については、マスク等の装着が難しい場合もあることから、マスク着用に替わる支援の手立てを本人や保護者等と相談しながら検討する。

④その他、マスクを着用できない場合は、フェイスシールドやマウスシールド、パーティション等を活用するとともに、身体的距離をとることが望ましい。また、マスクを着用することが難しい児童・生徒への対応については、当該児童・生徒及びその保護者が、安心して相談できる関係づくりに努め、相談があった際には、一人一人の状況に応じて柔軟に対応する。また、身体的な理由や様々な理由によってマスクを着用することができない人もいることを鑑み、マスクやフェイスシールド等の着用の有無による差別やいじめなどが起きることのないよう指導するとともに、懇談会・学校だより等で保護者の理解を求める。

⑤教師は、子どもたちに適切なマスク着脱の意識を促すためにも、自ら手本を示すなど、状況に応じたマスクの着脱を積極的に行う。

(参考)・フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が低いことに留意し、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドを活用する場合は、十分な身体的距離をとるようにする。

- ・一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、児童・生徒及び保護者に対して、マスク着用による感染リスクの低減のための素材の選択や正しい着用法等を周知する。

＊丁寧な指導を根気強く繰り返すことで、児童・生徒が、自分で判断できるようになることが望ましい。特に、小学校低学年や配慮を必要とする児童・生徒については、教師からの指示がないと自分でマスクの着脱を判断することは難しい場合もあることから、その日の気象条件や教室の環境等を考慮し、児童・生徒の状況に合わせて、適宜指示を出すことも必要である。

3 偏見や差別の防止に向けて

新型コロナウイルス感染に関する偏見や差別につながるような言動は、断じて許さないという毅然とした態度で対応することについて、全教職員で確認し共有する。

また、児童・生徒・保護者等から偏見・差別や初期症状についての相談や連絡があった場合は、次の(1)～(6)を参考に丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する正しい認識の下、児童・生徒への心ない発言や新型コロナウイルス感染症ではないかと揶揄するような言動がないよう発達段階に応じた指導を行い、このような偏見や差別が生じないようにする。
- (2) 感染者が確認された場合は、個人が特定されることがないように、十分に配慮するとともに、SNS等で不用意な発信をしないよう指導する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対する不安や学習面及び人間関係等の不安を抱える児童・生徒の状況を把握し、教育相談やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアを実施できる体制を整え、児童・生徒・保護者へ周知する。
- (4) マスクの着脱については、様々な事情により「着用できない人」、「着用しない人」、「外すことができない人」、「周囲に着用を希望する人」等があり、これらの状況を起因として、学校生活の中で嫌な思いをしたり、辛い気持ちになったりする児童・生徒もいることから、マスクの着脱等に係るそれぞれの理由や思い等について、互いに理解し合い、尊重していくことができるよう指導する。
- (5) 健康管理や衛生管理について、学校医等と連携し、必要な体制を整える。
- (6) 児童・生徒・保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口(「24時間子どもSOSダイヤル」やSNS相談窓口等)を適宜周知する。

4 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく環境を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、本ガイドラインを参考に、感染レベルを可能な限り低減させながら教育活動を継続していくことが重要となる。このような観点から、本市の児童・生徒の健やかな学びを保障するため、地域の感染レベルに対応した「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準のイメージ」（P 9. 10）を例示する。

感染は、一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されることから、各学校においては、この行動基準を参考としつつ、教育活動を継続し、感染レベルの状況に応じて柔軟に対応していくことが求められる。

なお、地域の感染レベルについては、市教育委員会が市保健所と相談の上、県内及び市内の感染状況等を踏まえて判断する。

【参考資料】「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準のイメージ

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.1.20）」

表：「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（第1章～2. 地域ごとの行動基準）に第3章（「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」）の内容を参照・加筆して茅ヶ崎市教育委員会で作成

	地域の感染レベル	学校運営上の対応	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科等活動		部活動 （自由意思の活動）	
レベル3	生活圏内の状況が、 「特定（警戒）都道府県」 に相当する感染状況である地域	・臨時休業 等 →「学びの保障」に向けた対応 →健康管理と心のケアへの対応 ・分散登校、授業時間の短縮 ・給食や昼食の提供の工夫 ・行事予定等の改訂 等	できるだけ2m程度 （最低1m）	行わない ・ 感染リスクを可能な限り低減させて実施		個人や少人数でのリスクの低い活動で 短時間での活動に限定	
レベル2	生活圏内の状況が、 ①「感染拡大注意都道府県」に 相当する感染状況である地域 ②「感染観察都道府県」に相当 する感染状況である地域のう ち、感染経路が不明な感染者 が過去に一定程度存在してい たことなどにより当面の間注 意を要する地域	・基本的には通常日程での運営 感染リスクが低いとされる教育 活動（教科学習以外の場面での 活動を含む）を基本とし、教科 等の学習活動を継続する中で、 各地域の状況の変化に応じて ①レベル3の状況に対応する 「学びの保障」（課題の指 示・学び方の指導・学習評 価の方法）への手立て、 ②感染リスクが高い中でも特 に感染リスクの高い学習活 動（★）の扱い ③感染対策を講じてもお感 染リスクの高い教科等活動 等 （☆）の扱いについて即応 できるようにカリキュラム ・マネジメントに取り組む ※各家庭・地域への連絡方法 ・課題の提示 ・相談、支援 ・連絡、情報発信 等 情報発信の手立てについて、 事前に地域・家庭・学校で共 通理解をしておく	1mを目安に学級内で 最大限の間隔をとること	状況の改善 （レベルダウン） ↓ リスクの低い活動 から徐々に実施す ることを検討 ・個人の教材教具 ・共用後の手洗い や消毒 ・可能な限り屋外 での実施 ・十分な間隔の確 保（体育） ・屋内では呼気の 激しくなる運動 は避ける（体育）	【感染対策を講じてもお感 染リスクの高い学習活動例】 ☆長時間、近距離で、対面形式 となるグループワーク ★近距離で一斉に大きな声で話 す活動 ☆近距離で活動する実験や観察 ★室内で近距離で行う合唱及び 管楽器（リコーダー・鍵盤ハ ーモニカ等）演奏 ☆近距離で活動する共同制作等 の表現や鑑賞の活動 ☆近距離で活動する調理実習 ★密集する運動 ★近距離で組み合ったり接触し たりする運動 上記の活動を実施する際の留 意点 ①可能な限り感染リスクの低 減に努める ②一定の距離を保ち、同じ方 向を向く ③回数や時間を絞る等の工夫 ★の活動の実施については、 慎重に検討する	感染リスクの高い活 動について検討・必 要に応じて停止 （レベルアップ） ↑	状況の改善 （レベルダウン） ↓ 感染リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等が活動 状況の確認を徹底 ・可能な限り屋外での実施 ・屋内では換気や手洗い、消 毒の徹底 ・身体的距離を確保するため の少人数での実施 ・不必要に用具の使い回しを しない 教職員が感染リスクの徹底を確 認することに加え、感染リスク の高い活動について検討・必 要に応じて停止 状況の悪化 （レベルアップ） ↑
レベル1	生活圏内の状況が、感染観察都 道府県に相当する感染状況であ る地域のうち、レベル2にあた らないもの		1mを目安に学級内で 最大限の間隔をとること	適切な感染防止対策（換気・身体的距離の確保・手洗い等）を行った上 で実施 （リスクの高い学習活動については、レベル2の留意事項を参照し、検 討する） ※特別支援学級等での自立活動については、具体的な指導内容について 適切な配慮を行った上で実施		十分な感染防止対策（換気・身体的距離の確保・手洗い等） を行った上で実施	

【参考資料】児童・生徒の「新しい生活様式」習熟度のイメージ

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.1.20）

第2章-2（基本的な感染症対策の実施）、3（集団感染のリスクへの対応）等を参照し、茅ヶ崎市教育委員会で作成

低い ← 習熟度 → 高い

	習熟度レベル1	リスクの低い活動から徐々に検討しながら実施			習熟度レベル5
		習熟度レベル2	習熟度レベル3	習熟度レベル4	
児童・生徒の 「新しい生活様式」習熟度	・教職員の指導や指示が伝わらず、感染リスクの軽減が難しい	・教職員が促せば、感染リスクのある行動を改めるが、定着はしていない	・大半が、教職員の指示や指導を受けて、感染リスクのある行動を慎みながら、配慮ある生活をしている	・大半が、生活場面を意識して、互いに感染リスクのある行動を慎みながら、配慮ある生活をしている	・一人一人が、生活場面を意識して、感染リスク低減に向けた新しい生活様式を大切にしたい行動を心がけている
手洗いの習慣	・手洗いの習慣がない ・自分のハンカチ等を持たない	・促せば、概ね手洗いに取り組むが、習慣としては身に付いていない ・概ね自分でハンカチ等を用意している	・大半が、前後の活動場面を意識して手洗いに取り組んでいる	・一人一人が、TPOを判断して、効果的な手洗いをしている	・一人一人が、TPOを適切に判断して、効果的な手洗いをしている
咳エチケット	・半数が、口を覆う等の習慣や意識がなく、促しても適切な行動が取れない ・日常的にマスク着用率が低い	・促せば、概ね口元を覆うなどの行動を取ったり、マスクを着用したりするが、習慣としては身に付いていない	・大半が、学校生活の中で適正にマスクを着用している ・大半が、マスクを着用していない場面での行動が適切である	・大半が、感染レベルや生活場面に応じた対応やマスクの着脱に取り組んでいる	・一人一人が、自主的にTPOに応じた対応やマスクの使用及び着脱をしている
消毒	・消毒についての認識や関心が薄い	・消毒の大切さは知っているが、関心や理解度は低い	・大半が、消毒の意味と必要性を理解している	・大半が、消毒の意味と必要性を理解した上で、教材等を扱っている	・一人一人が、消毒の意味と必要性を理解した上で、適切に教材等を扱っている
抵抗力を高める					
「密閉」の回避（換気の徹底）					
「密集」の回避（身体的距離の確保）	・指示をしても、密集状態を解消する行動が取れない	・促せば、手を広げるなどして、身体的距離を意識できるが、自発的ではない	・大半が、活動の中で、お互いの気付きの中で指摘し合い、身体的距離を取っている	・大半が、日常生活の中で、自らの気付きで身体的距離を保つよう、振舞っている	・一人一人が、日常生活の中で、TPOに応じた適切な身体的距離を保つよう、振舞っている
「密接」の場面への対応（マスクの着用）					
具体的な 児童・生徒の生活の姿	・音楽の学習場面で鍵盤ハーモニカのホースやリコーダーを不用意に振り回す ・マスクを外した体育の活動場面で、近接したり、じゃれ合ったりする ・グループ活動で、マスクを外して近接して大声を出したりする ・コンピュータや実験器具、ミシンや楽器等、共用の物品を扱う際に、感染リスクを軽減する行動を取ろうとしない等	・レベル1の状況が見られるが、指導・指示によって、その場は一時的に解消される	・生活場面や学習場面での規律が概ね確立されており、通常の指導・指示によって、大半が、感染リスクを軽減する行動を意識している	・生活場面や学習場面での規律が概ね確立されており、通常の指導・指示によって、大半が、感染リスクを軽減する適切な行動を取っている	・生活場面や学習場面での規律が確立されており、通常の指導・指示によって、感染リスクを軽減する適切な行動を取っているとともに、一人一人が、TPOに応じた適切な行動を取っている

(1) 教育活動の実施にあたって

教育活動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら進めていく必要がある。

特に、授業においては、必要な対策を十分に講じた上で、児童・生徒の学びを保障し、児童・生徒が教師や友だちと共に学ぶことの喜びを実感できるような授業づくりを目指す。

(2) 学校全体で共通理解を図りたいこと

国は、各学校が指導の工夫を最大限図っても、年度内に指導を終えることが困難な場合、次年度以降を見通した教育課程を編成し、学習の遅れを複数年で補完することができるという特例的な対応を認めている。しかし、学校や学級間で、学習進度の違いが生じることは、児童・生徒や保護者に多大な不安や混乱を招くことも考えられる。

学習指導においては、子どもたちに身に付けさせたい力を明確にし、ねらいや目的の達成に必要な学習活動を精選し、各学校が、学年や教科ごとに学習活動の重点化を図ったり、オンラインを活用した特例の授業を行ったりするなどの工夫をし、主な学習内容についてはできるだけ年度内に指導を終えることが望ましい。

ただし、年度内で十分な指導ができない状況が生じた場合には、児童・生徒一人一人の学習状況を丁寧に把握しながら、次年度に確実に引き継ぎ、補完していくことが必要である。

また、資質・能力の向上はもちろん大切だが、学習活動を通して、子どもたちの豊かな心を育むことの大切さについても常に意識したい。

(3) 講じるべき対策とその目的

大切なのは、新型コロナウイルスに対する正しい認識を児童・生徒に持たせることである。何のためにこのような対策を行う必要があるのか、この対策を行うことで授業中どのようなことができるのかを、教師が児童・生徒と共有し、一人一人が、自分自身と周りの人を守るために何が必要かを考えながら行動できるよう、児童・生徒の自律心を育てることが求められる。

(ア) 換気…⇒密閉空間をつくらないようにするため（ウイルスを漂わせない）

(イ) マスクの着用…⇒飛沫による感染のリスクを減らすため

(ウ) 手洗い…⇒人と人との接触やウイルスが間接的に付着することによるリスクを減らすため

(エ) 3密の回避…⇒飛沫や接触による感染リスクを減らすため

※授業の実施に際しては、上記4つの感染防止のための対策を行った上で、それぞれの学習活動を工夫する必要がある。

(4) 具体的な学習場面を想定した対策例

学校生活におけるマスク等の扱いについて

- ・気温が高く、暑さや息苦しさをを感じる時は、マスクを外す。

- ・登下校時はマスクを外し、大きな声での会話は控える。
- ・体育や外遊びの時は、マスクを外す。
- ・互いの距離が取れる場合（2m以上を目安）は、大きな声でなければ、マスクなしで会話しても構わない。（ただし、十分な換気が必要）

＊教室で行う授業では、常にお互いの距離（2m以上を目安）を取ることが難しく、また対話を行う場面が多いため、マスクを着用する機会が多いが、通常の席次や、読書や調べたり考えたりする活動、会話をせずに作品製作に取り組んでいる時間などでは、マスクに着用は必要ない。

- ・屋外で互いの距離が取れない場合でも会話がほとんど行わなければ、マスクを着用する必要はない。（P6（ア）表を参照のこと）

※(★)の付いた教育活動は、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高いと考えられるため、地域の感染レベルが2、3レベルとなった場合には実施しないことも視野に入れ、慎重に検討する。

学校生活を行う際の留意点、工夫など〔(3)の講じるべき対策の徹底を前提に〕

①	手洗い ・ 歯磨き	(ウ)・(エ)	【手洗い】 ・洗い場に行くタイミングと人数を工夫する。 ・できるだけ密集が生じないように、特に低学年では、廊下に足形やラインを表示する等、間隔を意識できるような指導の工夫をする。 ・特に低学年では、「Happy Birthday to You を心の中で2回歌う」など、30秒の分かりやすい目安を示しておく。 【歯磨き】 ・歯磨き指導を行う場合は、一度に多くの児童・生徒が手洗い場等集まらないよう指導する。 ・歯ブラシを小さく静かに動かし、飛沫が飛び散らないよう指導する。 ・口の中を濯ぐときは、勢いよく吐き出さないよう指導する。
②	登下校	(イ)・(エ)	・大きな声での会話を控え、マスクを外すことを原則とする。 ・登下校の際は、教職員が校門付近等で誘導するなど、児童・生徒が密集しないよう指導する。
③	休み時間	(ア)・(イ) (エ)	・外遊びのときは、マスクを外すことを原則とする。 ・身体的距離の確保が保ちにくい休み時間においては、授業中以上に、より感染防止に向けた行動が求められる。 ・そのため、休み時間においては、教職員が十分に把握できない場面も考えられることから、児童・生徒自らが適切な行動を取れるよう、感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、行動基準（P9, 10）を参考に、地域の感染状況及び学校の実情に応じて、休み時間中の行動についてルールを設定するなど、指導の工夫を行う。 ・レベル2、3の場合は、身体的距離を保ち、密になるような遊び方をしない。 ・休み時間ごとに教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行う。 ・身体的距離が十分に確保できている場合に、マスクを外してよいかの判断が難しい年齢の児童に対しては、教職員が積極的に指導する。

④	清掃活動	(ア)・(イ) (ウ)・(エ)	・清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方、共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状態でマスクをした上で行うことに加え、少人数で行ったり、一部教職員等が行ったりするなどの配慮(★)をする。 ・清掃後には、必ず手洗いをを行う。
⑤	昼食(給食)	(ア)・(ウ) (エ)	・昼食(給食)前の手洗いを徹底する。 ・給食当番の健康状態を確認し、体調の悪い児童は早退させる。 ・十分な換気を行い、班の形にはならず、前を向いて食べる。 ・机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど飛沫を飛ばさないような対応をとる。(座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、児童・生徒等の間で会話をすることも可能) ・食べ物や飲み物を共有しない。 ・食事後はマスクを着用する。 ※令和5年〇月〇〇日付け学務課発文書「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」参照
⑥	修学旅行(★)	(ア)・(イ) (ウ)・(エ)	・修学旅行等に関しては、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクが高まることから、本市における地域の感染レベルが「3」である場合は延期または中止とする。 ・目的地に緊急事態宣言が適用されている場合は、中止または延期とする。また、学級閉鎖等、当該学校に感染拡大の兆候が見られる場合は、学校・教育委員会・保健所等の協議により、延期または中止と判断することも考えられる。 ・実施については、『旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第4版)』及び『茅ヶ崎市立学校宿泊行事実施のためのガイドライン』等を確認し、旅行事業者等と十分な協議の上、感染症対策の徹底を図るとともに、保護者の理解に努める。 ・貸切バス等においては、車内の換気を最大限作動させ、マスクを着用し、会話を控える。 ・貸切電車においては、マスクを着用し、車内での移動はできるだけ控える。
⑦	全校集会 ・ 学年集会	(ア)・(イ) (エ)	・レベル2においては、全校・学年単位で行う際は、主に話を聞くことを目的とした集会等に限り可とし、児童・生徒同士が交流するレクリエーション等を目的とした活動は不可とする。 ・クラス単位での活動を体育館等で行う際、身体的距離が十分に保たれている状況であっても、換気が不十分であれば、長時間ウイルスが滞留しやすくなるため、クラスの入れ替え時にも継続して換気する。

⑧	授業参観 ・ 懇談会(★)	(ア)・(イ) (エ)	・授業参観への参加者へは、風邪のような症状のある場合は、参加しないことや手洗い、咳エチケットの依頼等、感染防止対策の徹底を促す。 ・参加人数を制限したり、分散や時間の短縮等とともに、会場の換気及びマスクの着用などを組み合わせたりするなど、クラスター発生の3条件が同時に重ならないよう感染症対策を講じ、授業参観については、保護者の理解を得た上で実施する。 ・懇談会(★)においては、3密を避けるとともに、保護者に対して学校が行う感染対策について、事前に周知し、理解を得る。また、ICT端末を積極的に活用し、オンラインによる懇談会を行ったり、学校ホームページ等を積極的に活用したりするなど、日常の教育活動を「見える化」していく。
⑨	避難訓練 ・ 引き取り訓練(★)	(ア)・(イ) (エ)	・避難訓練等においては、感染状況を踏まえた上で一時避難のみを実施したり、その後の避難を図上での訓練や移動を伴わない方法等にしたりするなど工夫して行う。 ・引き取り訓練(★)については、不特定多数の人が学校に出入りすることにより、感染リスクが高まることが考えられるため、実施の可否や方法について十分に検討する。 ・学校が行う感染対策について、保護者等に事前に周知し、関係者の理解・協力を前提に開催する。
⑩	学校行事 (運動会・ 体育祭等)	(イ) (ウ)・(エ)	・学校行事は、児童・生徒同士が互いに励まし合いながら成長していけるよう、協働的な学びあいの中で行われるものであり、よりよい人間関係を形成する態度を育成するために果たす役割は大きいと考える。 ・こうした学校行事の意義を踏まえた上で、様々な工夫等をあらゆる角度から検討するとともに、保護者への理解を得ることが必要である。 ・レベル2以上においては、密集する競技や近距離で組み合ったり、接触したりする競技は行わない。(★) ・実施する際は、不特定多数の人が学校に出入りすることによる児童・生徒への感染の恐れがあることから、児童・生徒と保護者との動線を分けるとともに、来場者は保護者に限定したりするなどの工夫が必要である。(★) ・保護者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認等については、事前の周知等により適切に定める。また、参加者へは、風邪のような症状のある場合は、参加しないことや手洗い、咳エチケットの依頼等、感染防止対策の徹底を促す。 ・集団感染の発生の3つの密が同時に重ならないよう、開閉会式や応援等、練習段階から運営方法についての工夫を行うなど、感染症対策を講じた上で実施する。 感染症対策の例 ・開催規模（保護者や地域）の縮小 ・児童・生徒の健康観察・体調確認の徹底 (発熱や咳・咽頭痛などの症状のある場合は参加させない) ・開催時間の短縮 ・声を出す機会を最小限にする ・会場に入る際及び競技後における手洗いの実施 ・共有物の消毒 ・ハイタッチをしない ・熱中症予防に留意する

	中学校 合唱大会(★)等	(ア)・(イ) (ウ)・(エ)	・練習を通常の教室で行う際は、十分な換気及び適切なマスク着用の下、時間に配慮しながら、全員を同一方向とした上で、十分な身体的距離（最低でも2m）を確保した上で、感染防止対策を徹底すること。参加に際しては、体調の異変を感じた場合には、参加しないことについて周知徹底する。 ・練習に際しては、例えば、声量を半分程度に控えたり、グループ分けをして複数の場所で行ったりするなどの工夫をする。 ・コロナ禍で、練習等の制限がある中、従前のような合唱の質を求めるのは難しいと考える。しかし、上手く歌えなくても、皆で思い出の歌を歌うということも一つの考えである。一定の質を維持できないのであればやる意味がないと判断するのであれば、実施しないという選択となる。
⑪	校外学習(★)	(ア)・(イ) (ウ)・(エ)	・緊急事態宣言発出中は、泊を伴うものについては延期または中止とする。 ・校外学習の行程については、各学校が感染レベルに応じて、集団感染のリスクの高い条件や場面について、事前に十分把握し、最大限の注意と配慮を検討した上で実施可とする。 ・公共交通機関を利用する場合は、可能な限り、空いている列車または車両を利用する。併せて、マスクを着用するとともに、会話を控え、可能な限り、利用者間の身体的距離の確保に努める。 ・活動中はもとより、移動中の「3つの密」をできる限り低減させる工夫を検討するとともに、保護者の理解を得た上で実施する。 ・実施当日には、児童・生徒の健康観察・体調管理を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある場合は、参加しないよう徹底する。 ・貸切バス等においては、車内の換気を最大限作動させ、会話をすることは、マスクを着用する。 ・貸切電車においては、車内での移動はできるだけ控える。 ・キャンプ等、宿泊を伴う校外学習については、「⑥ 修学旅行」に準ずる。 ・キャンプ等における調理については、身体的距離の確保（最低でも1m）に努めながら、役割を固定したり、事前に食材を切ったものを加熱処理したりするなど、感染防止対策を徹底して行う。また、できる限り、個別の器具を使用し、共同で使用する場合は、使用前後に適切な消毒または手洗いを行う。
⑫	部活動	(ア)・(イ) (ウ)・(エ)	・活動に当たっては、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行う。また、本人及び保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。 ・活動参加に際しては、普段と体調が少しでも異なる場合には、参加しないことを徹底する。 ・顧問等は、生徒任せの活動とならないよう、指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導する。また、活動前に生徒の健康観察を行い、体調に不安があるなど、体調の悪い生徒は、参加させない。 ・マスクを外している際は、できる限り人との十分な距離を保つ、近距離での会話や活動時の発声を控える、近接を伴う活動時間を短くするなどの対策を講じる。 ・室内の活動については、十分な換気に努める。 ・強度が高い運動は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を保

⑫	部活動	(ア)・(イ) (ウ)・(エ)	つ。 ・密集する運動や攻守が入り乱れることによる接触を伴う活動(★)を行う場合は、呼吸が激しくなる活動はさけ、できる限り短時間で、その日のグループ・チームを特定できるよう工夫する。 ・ハイタッチや抱擁等についても控え、腕や肘で行うなどの工夫をする。 ・道具の共用は最小限とする。 ・飲料水の回し飲みはしない。 ・他校との練習試合や活動日数及び時間等の制限(★)については、市内の感染状況を踏まえ、市中学校長会と連携を図りながら慎重に進める。 ・電車やバス等を利用して活動場所等に移動する必要がある場合は、「マスクの着用」、「身体的距離の確保」等、基本的な感染症対策を徹底させる。 ・中学校体育連盟主催の大会・強化練習会等については、県中体連の指示に従うこととする。
⑬	儀式的行事 入学式・卒業式	(ア)・(イ) (ウ)・(エ)	・地域の感染状況を踏まえた上で、感染対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に開催方法を工夫する。 ・教育委員及び教育委員会事務については、参列する。また、学校の実情に応じて地域の関係者や学校運営協議会委員、学校評議員等については可とする。

5 感染者が発生した場合について

茅ヶ崎市では、感染が確認された子どもや、PCR検査を受けた子どもをはじめとする当該の学校の子どもたちを、心ないうわさや偏見・差別から守るため、これまで原則として学校名は公表していません。

児童・生徒等又は教職員に感染者が確認された場合は、必要に応じて当該学校等の臨時休業について検討します。臨時休業の期間及び範囲については、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策について、次のとおり実施します。

なお、オミクロン株が主流である間の対応についての臨時休業の判断については、「オミクロン株が主流である間における学校対応について」に準ずることとする。

※新型コロナウイルスの感染が広がらないよう、保健所の指示の下、直ちに次の対応を行う。

- ①濃厚接触者の特定（PCR検査対象者） → 特定された児童・生徒への連絡
- ②感染者の行動歴・接触歴の把握 → 臨時休業の日数及び範囲の決定
- ③消毒及び環境整備

- (1) 児童・生徒及び教職員が感染者となった場合は、保健所が指示する期間を自宅待機とし、登校及び出勤しない。
- (2) 児童・生徒及び教職員が濃厚接触者となった場合は、保健所が指定した期間は出席停止及び在宅勤務とする。
- (ア) 濃厚接触者の選定は、保健所の調査により判断されるが、地域の感染が大きく拡大している状況においては、保健所業務の逼迫により、十分に調査が行えなくなったりする場合もあるため、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で、濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる候

補範囲特定の参考とする。その際、教育委員会担当課との連携を図っていく。

- (イ) 選定基準は、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、罹患者と15分以上接触があった方等、総合的に判断する。
- (3) 臨時休業の実施の有無やその学校の範囲や期間及び校内の消毒等については、保健所等と協議し決定する。
- (4) 感染者が発生した場合の消毒については、保健所の指示の下、当該感染者が活動した範囲を特定し、汚染が想定される箇所を消毒する。（ウイルスの生存期間は、付着したものの種類により異なるが、4時間～72時間くらいと言われている。）
- (5) 児童・生徒及び教職員に感染者が認められた場合は、認知した状況について、保健所及び教育委員会（学務課）と確認し合う。
- (6) 確認した内容については、教育委員会より、文部科学省の回答フォームにアクセスし感染状況の報告を行う。

※保健所への情報提供等に関しては、2021年6月3日付で学務課教職員担当から各学校宛で通知した「学校の再開後に所属の教職員が感染した場合の基本的な対応について（6月版）」を参照し対応する。

6 臨時休業の判断について

児童・生徒等に感染者が発生した場合の学校の臨時休業実施の判断については、次のとおりとする。なお、臨時休業を実施する際は、緊急連絡メールにてお知らせする。

なお、オミクロン株が主流である間の対応についての臨時休業の判断については、「オミクロン株が主流である間における学校対応の変更について」に準ずることとする。

【感染者が発生し、濃厚接触者の特定が完了するまでの間】

学校内に感染者が発生した場合は、濃厚接触者の特定に係る期間について、状況に応じて臨時休業とする場合がある。また、授業時間中の下校を実施し、それに伴う引き取り等の対応を依頼する場合がある。

【濃厚接触者の特定後の臨時休業について】

学校内で感染者が判明し、学校内の感染状況が裏面の臨時休業の条件にあたる場合は、原則5日間の臨時休業を実施する（濃厚接触者がいない場合も含む）。臨時休業の実施決定以降は、その対象の児童・生徒については、不要不急の外出や児童クラブの登所を控える等の行動自粛を依頼する。

【臨時休業の条件】

〈学級閉鎖〉

以下①～④の状況に該当するかを目安に、個々の感染者の状況や、地域の感染状況を踏まえ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において、感染経路不明の複数の児童・生徒が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③ 1名の感染者が判明し、その感染者に由来する濃厚接触者が存在する場合

④ その他、設置者と学校で協議し、必要と判断した場合

※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。

〈学年閉鎖〉

半数以上の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

〈学校全体の臨時休業〉

全学年の半数以上の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

7 今後、臨時休業及び出席停止になった場合について

学校教育は、教師と児童・生徒との関わり合いや児童・生徒同士の関わり合い等を通して行われるものであることから、感染症や災害の発生等の非常時においても、地域の状況や学校、児童・生徒の実情等を踏まえながら、まずは学校において可能な限り感染リスクを低減させ、安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開できるよう努める。

※課業時間（本来、学校で学習している時間）帯は、外出は控える。

※課業時間帯以外についても、不要不急の外出は控える。外出しなければならない場合は、感染予防のための対策を行うとともに、咳エチケットを守り、他の人に迷惑をかけないようにする。特に、くしゃみや咳が出るときには、ティッシュ等で口や鼻を覆ったり、マスクを正しく着用したりする。

(1) 臨時休業期間中及び出席停止中の心のケア

(ア) 児童・生徒への支援

学校ホームページ等を積極的に活用し、児童・生徒へのメッセージをホームページ（YouTube の活用）に掲載したり、児童・生徒の生活リズムを整えるため、Google Meet を利用した朝の会等、ICT を活用したりした支援に努める。

ICT 端末を自宅に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話をする機会を確保したりするとともに、定期的に学級担任等からの連絡に努め、安否確認・学習の様子等の確認・心理的ケア等を含め、家庭との関わりを持つようにする。その際、保護者だけでなく、児童・生徒本人とも直接 ICT 端末等で会話するなどして、児童・生徒の状況を把握する。

また、特に要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童・生徒については、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童・生徒の状況を把握（概ね1週間に1回以上）したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることについて検討するとともに、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして市の家庭児童相談室や児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。

(イ) 相談窓口の設置

- ①学校の窓口
- ②教育委員会（教育センター、学校教育指導課、学務課）の窓口
- ③その他の相談窓口（市ホームページの外部リンク）

(2) 臨時休業期間中及び出席停止期間中の学習保障について

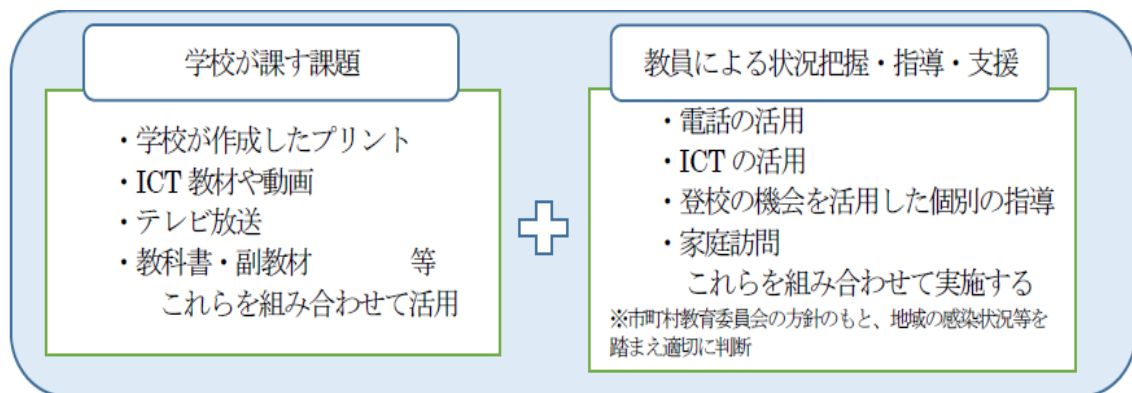
令和3年8月27日付け文部科学省通知、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」で例示されたように、非常時における臨時休業等により、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒等との関係を継続することが重要であることから、ICT端末を自宅等に持ち帰らせ、学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりすることにより、児童・生徒とのコミュニケーション及び学びを止めないようにする取組が求められる。

(ア) 基本的な考え方

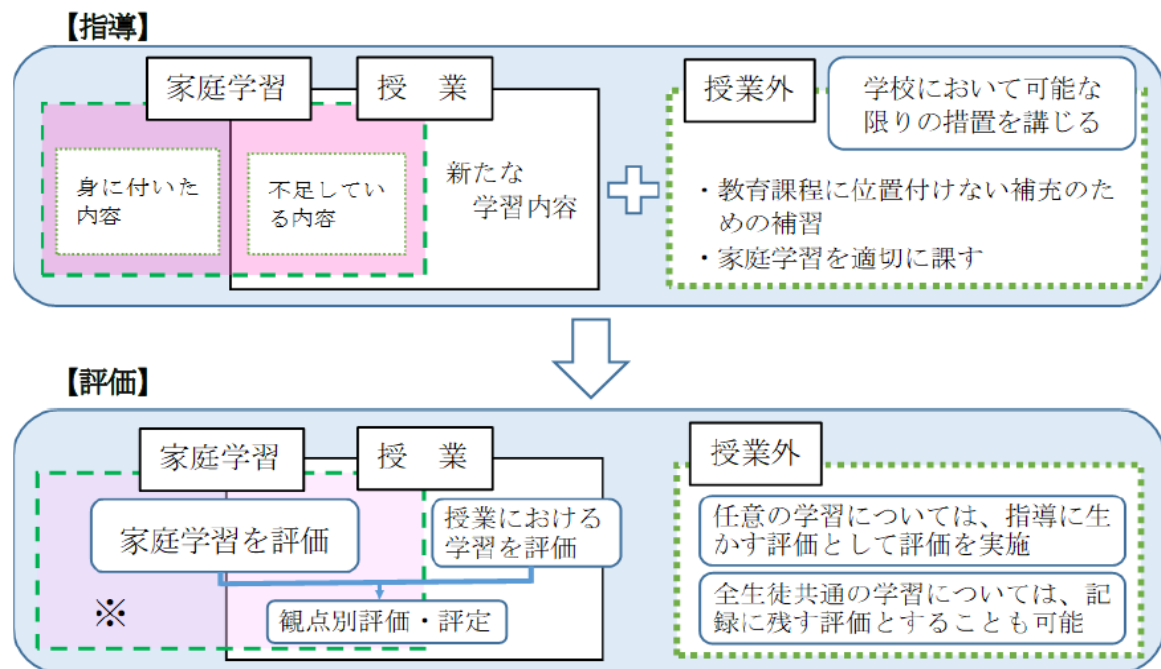
①学年・教科ごとに年間指導計画を見直し、臨時休業中の家庭等での学習課題も組み入れた計画に変更する。その際、必要に応じて、例えば1コマを40分や45分に短くしたり、学習指導要領に定める内容を効果的に学習できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行ったりすることなどにより、学校の授業において行う学習活動を、学校でしか実施できない協働学習や実習等に重点化するなど工夫することが望ましい。

②全教科に共通し、年間の学習指導を次のように進める。

(i)臨時休業期間における家庭等での学習については、学校が学習課題を課し、教員が可能な限り児童・生徒の学習状況を把握し、適切な支援を行う。



(ii)教育活動再開後の学習指導については、把握した児童・生徒一人一人の学習状況を踏まえ、授業や補習等において必要な指導・支援を行った上で、適切に成果を評価する。



※各教科のモデルは、「県教育委員会」及び「県立総合教育センター」のホームページ「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導（小・中学校）について」のP8～P22を参照

(イ) 臨時休業中及び出席停止中の学習支援の手立て

①児童・生徒が家庭学習に取り組む方法・手段（例）

- ・ロイロノートや Google Classroom を活用した課題配信
- ・パソコンやタブレット端末等による個別学習が可能なシステムを活用した学習
- ・同時双方向型のオンライン指導による学習（Google Meet を活用した教師による授業）
- ・「ラインズeライブラリアドバンス」を活用した学習
- ・学校が作成した課題（ワークシートプリント等）を活用した学習
- ・インターネット等を活用して一定のテーマについて調べまとめる学習
- ・テレビ放送を活用（NHK Eテレ等）した学習
- ・教育委員会や教科書発行者などの民間事業者等が提供する ICT 教材等を活用した学習

②学校が提供できる情報

外部サイト

- ・ベネッセ・・・子どもチャレンジ（無料）全学年の復習
- ・子供の科学・・・無料公開特設サイト 調べ学習に有効
- ・国・県等に係る学習支援のホームページ

※その他、学校ホームページや市ホームページを活用した学習支援も考えられる。

※今までの学習の復習のみならず、新しく学習する内容についても、課題を明示していく必要がある。そのため、「学習の手引き」等、学習に苦手意識を持つ児童・生徒でも自ら取り組むことができるような手立てや工夫が求められる。

◆新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防について

各学校では、新型コロナウイルス感染症対策のため、「新しい生活様式」を導入し、教育活動が安全に継続できるように取り組んでおります。身体が暑さに慣れていない梅雨明けの時期を迎えるにあたり、昨年度に引き続き、感染症対策を行いながら、十分な熱中症予防を行うことが必要です。

マスクを着用していることで熱中症のリスクも高まることから、熱中症対策について教職員の共通理解を図ることが大切です。児童・生徒が、熱中症の予防をはじめ、効果的な水分補給について等、熱中症から身を守る方法についての実践力が身に付くよう指導しましょう。特に、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合や、十分な身体的距離が確保できる状況下においては、マスクを外すよう児童・生徒にご指導ください。



◆学校における熱中症予防策の例

登下校

- ・日傘や帽子を使用したり、冷却タオルを首に巻いたりするなどできるだけ涼しい服装をさせたりする。
- ・周囲の安全を確認したうえでこまめに水分補給を行う。

教室等での授業

- ・可能であれば教室等の窓を常にかけておく。常時開放が困難な場合は、少なくとも1時間に1回(5～10分程度)換気する。(エアコン使用時も同様)
- ・エアコンが設置されていない特別教室や体育などの授業では、水筒を持ち運び、こまめに水分補給を行う。

行事等における対策

- ・直射日光の下では、帽子をかぶったり、長時間にわたる活動を控える。
- ・練習時においても、給水タイムを設定するなど、児童・生徒の体調管理に向けた意識を高める。
- ・氷や飲料水等を準備してある救護スペースを設置する。
- ・屋内にエアコンがある休憩所や救護スペースを設置する。
- ・天候により、学年練習や全体練習時等の時間割を変更するなど、柔軟に対応する。
- ・競技中・応援席等を含めて、児童・生徒の様子を見まわり、体調不良等の児童・生徒をいち早く発見し、対応する。

体育の時間・屋外での活動

- ・学校の管理下における熱中症事故の多くが体育・スポーツ活動時によるものであることからWBGT値が31度を超える場合は、外遊びを含め原則、運動禁止とする。
- ・炎天下やWBGT値が28度を越える場合は、持久走等、心拍数が著しく上昇する可能性のある運動を避ける。
- ・スプリンクラーの活用等により、グラウンドの温度を下げる。
- ・テントを設置するなど、日陰の環境を用意する。
- ・体育館での体育において十分な身体的距離を確保できず、マスクを外すことが難しい状況では、激しい運動は行わない。
- ・体育館においても換気を行うとともに、扇風機を設置する。
- ・体調が悪い児童・生徒は、運動させず帰宅させる。
- ・直射日光の下では、帽子をかぶったり、長時間にわたる活動を控えたりする。
- ・水分補給できる環境を用意し、汗をかいて失われた水分を補給する。
- ・児童・生徒が、心身に不調を感じたら、自ら休息を申しやすい環境を整え、絶対に無理をさせない。
- ・運動中の児童・生徒の動作・表情に表れる身体兆候に着目し、一人一人の観察を適時行う。
- ・呼吸が激しくなる運動を行う際や、WBGT値が高い日には、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外す。

その他

- ・熱中症予防サイト(環境省HP)等で当日のWBGT値を測定し、校内に広く周知する
- ・学校内のアスファルト等に散水を行い、温度を下げる。
- ・ミストを設置する。
- ・体育館や職員室に対応フローチャートを掲示する。
- ・経口補水液や凍らせたタオルを用意しておく。
- ・のどが渇いていなくても、こまめな水分補給を心がける。
- ・校内放送で熱中症予報等を知らせる。
- ・激しい運動、作業を行った時や多くの汗をかいた時は、必要に応じてスポーツドリンクなどで塩分も補給する。

保護者への周知

- ・学校HPや学校だより等を通じて、お子様が、暑さに負けない体をつくるため、十分な睡眠や栄養バランスの取れた食事がとれるよう、協力を依頼する。

※WBGTとは暑さ指数(湿球黒球温度: Wet Bulb Globe temperature)のことで、その値は気温とは異なり人体と外気との熱のやりとりに着目した指標です。

(環境省 熱中症予防サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>)